

名古屋市地域防災計画

— 地震災害対策計画編 —

＜令和5年6月・修正案＞

名古屋市防災会議

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考			
第 1 章 災害応急対策計画							
33	16	第 2 節 地震災害警戒本部等の設置及び運営 第1 地震災害警戒本部設置前に行う事項 1～4 (略)	第 2 節 地震災害警戒本部等の設置及び運営 第1 地震災害警戒本部設置前に行う事項 1～4 (略)	通信手段の見直しに伴う修正			
	18	5 無線の開局と機能の点検・確認 防災行政無線、消防無線、 <u>上下水道局MCA無線</u> 及び交通無線の各無線局を開局し、各基地局から移動局の呼出しを行い、通信機能点検・確認を実施する。 第 2 (略) 第3 地震災害警戒本部の組織及び運営等 1～2 (略) 3 本部員 (1) (略) (2) 本部員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。 (表中)	5 無線の開局と機能の点検・確認 防災行政無線、消防無線(<u>削除</u>)及び交通無線の各無線局を開局し、各基地局から移動局の呼出しを行い、通信機能点検・確認を実施する。 第 2 (略) 第3 地震災害警戒本部の組織及び運営等 1～2 (略) 3 本部員 (1) (略) (2) 本部員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。 (表中)				
	20	4 本部室	<table border="1"><tr><td>本部員</td></tr><tr><td><u>消防長</u></td></tr></table>		本部員	<u>消防長</u>	<table border="1"><tr><td>本部員</td></tr><tr><td><u>消防局長</u></td></tr></table>
本部員							
<u>消防長</u>							
本部員							
<u>消防局長</u>							
			4 本部室				

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考						
	21	(1) (略) (2) 本部室は、本部員会議<u>と</u>本部幹事会議<u>(追加)</u>との連携によって運営するものとし、庶務は総括部が行う。 (3)～(4) (略) <u>(追加)</u>	(1) (略) (2) 本部室は、本部員会議<u>、</u>本部幹事会議<u>及び各チーム</u>との連携によって運営するものとし、庶務は総括部が行う。 (3)～(4) (略) <u>(5)各チーム</u> <u>ア チーム</u> <u>(ア)チームは、複数の部にまたがる事務を機動的かつ横断的に実施する。</u> <u>(イ)チームの構成は、次のとおりとする。</u> <table><tr><td><u>チ ー ム 長</u></td><td><u>総括部に属する主幹、課長の職にある者のうちから総括部長が指名する者とする。</u></td></tr><tr><td><u>チ ー ム リ ー ダ ー</u></td><td><u>本部長が指定するチームの主管部に属する係長、主査の職にある者のうちから各部長が指名する者とする。</u></td></tr><tr><td><u>チ ー ム 員</u></td><td><u>本部長が指定する部に属する職員のうちから各部長が指名する者とする。</u></td></tr></table>	<u>チ ー ム 長</u>	<u>総括部に属する主幹、課長の職にある者のうちから総括部長が指名する者とする。</u>	<u>チ ー ム リ ー ダ ー</u>	<u>本部長が指定するチームの主管部に属する係長、主査の職にある者のうちから各部長が指名する者とする。</u>	<u>チ ー ム 員</u>	<u>本部長が指定する部に属する職員のうちから各部長が指名する者とする。</u>	チーム構成・運用についての詳細の追記
<u>チ ー ム 長</u>	<u>総括部に属する主幹、課長の職にある者のうちから総括部長が指名する者とする。</u>									
<u>チ ー ム リ ー ダ ー</u>	<u>本部長が指定するチームの主管部に属する係長、主査の職にある者のうちから各部長が指名する者とする。</u>									
<u>チ ー ム 員</u>	<u>本部長が指定する部に属する職員のうちから各部長が指名する者とする。</u>									

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考				
	21		<u>(ウ)チームは、あらかじめ別に定める配備基準に従い設置し、本部室又はチームを廃止するまで常設する。</u> <u>イ プロジェクトチーム</u> <u>(ア)プロジェクトチームは、複数の部が関係し、応急対策に重大な影響を及ぼすとともに迅速な対応が求められる事項について具体的な対応方針を協議する。</u> <u>(イ)プロジェクトチームの構成は、次のとおりとする。</u> <table><tr><td><u>プロジェクトチーム長</u></td><td><u>本部長が指定するプロジェクトチームの主管部に属する参事、部長、主幹、課長の職にある者のうちから各部長が指名する者とする。</u></td></tr><tr><td><u>プロジェクトチーム員</u></td><td><u>本部長が指定する部に属する参事、部長、主幹、課長の職にある者のうちから各部長が指名する者とする。</u></td></tr></table>	<u>プロジェクトチーム長</u>	<u>本部長が指定するプロジェクトチームの主管部に属する参事、部長、主幹、課長の職にある者のうちから各部長が指名する者とする。</u>	<u>プロジェクトチーム員</u>	<u>本部長が指定する部に属する参事、部長、主幹、課長の職にある者のうちから各部長が指名する者とする。</u>	
<u>プロジェクトチーム長</u>	<u>本部長が指定するプロジェクトチームの主管部に属する参事、部長、主幹、課長の職にある者のうちから各部長が指名する者とする。</u>							
<u>プロジェクトチーム員</u>	<u>本部長が指定する部に属する参事、部長、主幹、課長の職にある者のうちから各部長が指名する者とする。</u>							

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
			る。 (ウ)プロジェクトチームは、本部長が必要と認めた場合に設置する。 (エ)プロジェクトチームの主管部は、適宜プロジェクトチームを招集する。 (削除)	
		5 チーム (1)本部長は、複数の部にまたがる事務を機動的かつ横断的に調整・決定するため、本部にチームを置き、連絡員を動員して事務を分掌させる。 (2)チームに主管部を置く。 (3)その他、本部長が必要と認めたときは関係部によるプロジェクトチームを適宜構成する。		
		6 部(班・隊) 7 区本部 8 災害救助地区本部の設置・運営等	5 部(班・隊) 6 区本部 7 災害救助地区本部の設置・運営等	
23		◎別表 1-2-1 地震災害警戒本部の部及び本部の事務分掌	◎別表 1-2-1 地震災害警戒本部の部及び本部の事務分掌	
24		1 (略)	1 (略)	
25		2 個別事項	2 個別事項	

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前				修 正 後				備 考
	26	(表中)				(表中)				被災相談窓口に関する追記
		スポーツ 市民部	スポーツ 市民局	ス ポー ツ 市民局長	1～4 (略) <u>(追加)</u> <u>5</u> その他地震防災応急対策に関すること	スポーツ 市民部	スポーツ 市民局	ス ポー ツ 市民局長	1～4 (略) <u>5 被災相談 窓口の設置 に関するこ と</u> <u>6</u> その他地震防災応急対策に関すること	
		(表中)				(表中)				
		消防部	消防局	<u>消防長</u>	(略)	消防部	消防局	<u>消防局長</u>	(略)	
34	30 33	第 3 節 地震防災応急対策の防災活動体制 第 1～3 (略) 第 4 各部・区本部間の相互応援 ◎別図 1-3-1 参集指令伝達系統図 休日及び勤務時間外 (図中) 愛 知 県 <u>防 災 局</u>				第 3 節 地震防災応急対策の防災活動体制 第 1～3 (略) 第 4 各部・区本部間の相互応援 ◎別図 1-3-1 参集指令伝達系統図 休日及び勤務時間外 (図中) 愛 知 県 <u>防 災 安 全 局</u>				誤記修正

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
35	34	第 4 節 地震防災応急対策に係る措置に関する事項 第 1 地震予知情報等の伝達等	第 4 節 地震防災応急対策に係る措置に関する事項 第 1 地震予知情報の伝達等	誤記修正
	39	◎別図 1-4-1 東海地震に関連する調査情報（臨時）伝達系統図 勤務時間内 (図中) 愛 知 県 <u>防 災 局</u>	◎別図 1-4-1 東海地震に関連する調査情報（臨時）伝達系統図 勤務時間内 (図中) 愛 知 県 <u>防 災 安 全 局</u>	
	40	◎別図 1-4-2 東海地震注意情報伝達系統図 (図中) 愛 知 県 <u>防 災 局</u>	◎別図 1-4-2 東海地震注意情報伝達系統図 (図中) 愛 知 県 <u>防 災 安 全 局</u>	
	41	◎別図 1-4-3 警戒宣言伝達系統図 (図中) 愛 知 県 <u>防 災 局</u>	◎別図 1-4-3 警戒宣言伝達系統図 (図中) 愛 知 県 <u>防 災 安 全 局</u>	誤記修正
		第 2 (略)	第 2 (略)	

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	45	第3 東海地震注意情報発表時及び警戒宣言時の広報 1 (略) 2 警戒宣言時の広報 (1)広報項目	第3 東海地震注意情報発表時及び警戒宣言時の広報 1 (略) 2 警戒宣言時の広報 (1)広報項目	
	49	東海地震注意情報発表時の市長から市民への呼びかけ文例（英語） Attention all citizens, this is the Mayor of Nagoya ○○. The Prime Minister has said that a very big earthquake will happen in Nagoya. Please don't be afraid, <u>policemen, firemen</u>, and other officials will help you. <u>Before the earthquake comes,</u> please stop cooking, and don't use fire. Please don't drive, or do dangerous things. Please try and find water to drink and to fight fire. Please be calm. Please listen to radio and television for news, and obey <u>policemen, firemen</u>, and	東海地震注意情報発表時の市長から市民への呼びかけ文例（英語） Attention all citizens, this is the Mayor of Nagoya ○○. The Prime Minister has said that a very big earthquake will happen in Nagoya. Please don't be afraid, <u>police officers, firefighters</u>, and other officials will help you. <u>(削除)</u> Please stop cooking, and don't use fire. Please don't drive, or do dangerous things. Please try and find water to drink and to fight fire. Please be calm. Please listen to radio and television for news, and obey <u>police officers</u>,	一般的な表現に修正

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																		
	52	other officials. I know we can all be safe. Thank you for your cooperation. （市民の皆さん、名古屋市長の〇〇です。内閣総理大臣から名古屋市に非常に大きな地震が発生する可能性があるとの発表がありました。警察官、消防官、公務員が皆さんを助けますので、心配しないでください。地震が来る前に、料理や火を使うことはやめてください。自動車の運転や危険な作業も中止してください。飲み水や火を消すための水を準備してください。落ち着いてください。ラジオやテレビのニュースに注意するとともに、警察官、消防官、公務員の指示に従ってください。私は皆さん全員が無事であることを確信しています。ご協力をお願いします。） (2)～(3) (略) 3 相談窓口 <table><tr><th>区分</th><th>事項</th><th>窓口</th></tr><tr><td>2</td><td>交通状況に関すること</td><td></td></tr><tr><td></td><td>(1) J R 東海の運</td><td>J R 東海各駅</td></tr></table>	区分	事項	窓口	2	交通状況に関すること			(1) J R 東海の運	J R 東海各駅	<u>firefighters</u>, and other officials. I know we can all be safe. Thank you for your cooperation. （市民の皆さん、名古屋市長の〇〇です。内閣総理大臣から名古屋市に非常に大きな地震が発生する可能性があるとの発表がありました。警察官、消防官、公務員が皆さんを助けますので、心配しないでください。地震が来る前に、料理や火を使うことはやめてください。自動車の運転や危険な作業も中止してください。飲み水や火を消すための水を準備してください。落ち着いてください。ラジオやテレビのニュースに注意するとともに、警察官、消防官、公務員の指示に従ってください。私は皆さん全員が無事であることを確信しています。ご協力をお願いします。） (2)～(3) (略) 3 相談窓口 <table><tr><th>区分</th><th>事項</th><th>窓口</th></tr><tr><td>2</td><td>交通状況に関すること</td><td></td></tr><tr><td></td><td>(1) J R 東海の運</td><td>J R 東海各駅</td></tr></table>	区分	事項	窓口	2	交通状況に関すること			(1) J R 東海の運	J R 東海各駅	
区分	事項	窓口																				
2	交通状況に関すること																					
	(1) J R 東海の運	J R 東海各駅																				
区分	事項	窓口																				
2	交通状況に関すること																					
	(1) J R 東海の運	J R 東海各駅																				

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前		修 正 後		備 考
			航に関すること。 (2)地下鉄、市バスの運行に関する こと。 (3)道路交通対策 に関すること。 (4)交通情報に関 すること。	交通局（広報広聴課、テレホンセンター、地下鉄各駅、市バス書く営業所） 愛知県警察（交通部交通規制課、各警察署） 愛知県警察（交通部交通 <u>管制</u> 課）		組織改正に伴う修正
	3	水道、電気、ガスの供給等に関する こと。 (1) 水 道 (2) 電 気 (3) ガ ス	上下水道局（各水道営業所） 中部電力パワーグリッド株式会社 （各営業所） <u>(削除)</u>	3 水道、電気、ガスの供給等に関する こと。 (1) 水 道 (2) 電 気 (3) ガ ス	上下水道局（各水道営業所） 中部電力パワーグリッド株式会社 （各営業所） <u>東邦ガス株式会社</u> <u>お客さまセンター</u> <u>(0570-783987 [ナビダイヤル])</u>	

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	69	第 4～11 (略)	第 4～11 (略)	表記の整理
		第 12 交通対策	第 12 交通対策	
	74	1 (略)	1 (略)	
		2 鉄道等	2 鉄道等	
		(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)	
		(6)名古屋ガイドウェイバス株式会社 (高架区間：大曾根～小幡緑地)	(6)名古屋ガイドウェイバス株式会社 (高架区間：大曾根～小幡緑地)	表記の整理
		ア～イ (略)	ア～イ (略)	
	78	<u>ウ ガイドウェイバスの</u> 平面区間 (小幡緑地～高蔵寺) については、名古屋市営バスの運行によるため、次の「3 バス」中、「(1) 名古屋市営バス」を適用する。	<u>なお、</u> 平面区間 (小幡緑地～高蔵寺) については、名古屋市営バスの運行によるため、次の「3 バス」中、「(1) 名古屋市営バス」を適用する。	
		第 13～15 (略)	第 13～15 (略)	
	85	第 16 市が管理又は運営等する施設に関する対策	第 16 市が管理又は運営等する施設に関する対策	
		1～3 (略)	1～3 (略)	表記の整理
		4 不特定かつ多数の者が出入りする施設等	4 不特定かつ多数の者が出入りする施設等	
		(1) (略)	(1) (略)	
		(2) 個別事項	(2) 個別事項	
		ア～イ (略)	ア～イ (略)	
	87	ウ 施設別の措置	ウ 施設別の措置	

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考								
	89	(表中) <table><tr><th>所管</th><th>施設名</th></tr><tr><td>緑 政 土 木 局</td><td>東山動植物園 農業センター 東山展望塔、東谷山フルーツパーク、農業文化園、緑化センター、野鳥観察館、庄内緑地<u>グリーンプラザ</u>、名城公園<u>フラワープラザ</u>、白鳥庭園、荒子川公園<u>ガーデンプラザ</u>、久屋大通庭園、徳川園、みどりが丘公園<u>会館</u>、中村公園 自動車駐車場（池下、吹上中央帯、吹上、大曽根） 有料公園駐車場（名城公園正門前、<u>同公園二の丸東</u>、白川公園、若宮大通公園白川前<u>(追加)</u>、鶴舞公園、白鳥庭園、荒子川公園<u>(追加)</u>） 有料自転車駐車場</td></tr></table>	所管	施設名	緑 政 土 木 局	東山動植物園 農業センター 東山展望塔、東谷山フルーツパーク、農業文化園、緑化センター、野鳥観察館、庄内緑地 <u>グリーンプラザ</u> 、名城公園 <u>フラワープラザ</u> 、白鳥庭園、荒子川公園 <u>ガーデンプラザ</u> 、久屋大通庭園、徳川園、みどりが丘公園 <u>会館</u> 、中村公園 自動車駐車場（池下、吹上中央帯、吹上、大曽根） 有料公園駐車場（名城公園正門前、 <u>同公園二の丸東</u> 、白川公園、若宮大通公園白川前 <u>(追加)</u> 、鶴舞公園、白鳥庭園、荒子川公園 <u>(追加)</u> ） 有料自転車駐車場	(表中) <table><tr><th>所管</th><th>施設名</th></tr><tr><td>緑 政 土 木 局</td><td>東山動植物園 農業センター 東山展望塔、東谷山フルーツパーク、農業文化園、緑化センター、野鳥観察館、庄内緑地<u>(削除)</u>、名城公園<u>(削除)</u>、白鳥庭園、荒子川公園<u>(削除)</u>、久屋大通庭園、徳川園、みどりが丘公園<u>(削除)</u>、中村公園 自動車駐車場（池下、吹上中央帯、吹上、大曽根） 有料公園駐車場（名城公園正門前・<u>二の丸東・北園・北園第2</u>、白川公園、若宮大通公園白川前・<u>洲崎橋</u>、鶴舞公園、白鳥庭園、荒子川公園、<u>中村公園、庄内緑地、川名公園、天白公園</u>） 有料自転車駐車場</td></tr></table>	所管	施設名	緑 政 土 木 局	東山動植物園 農業センター 東山展望塔、東谷山フルーツパーク、農業文化園、緑化センター、野鳥観察館、庄内緑地 <u>(削除)</u> 、名城公園 <u>(削除)</u> 、白鳥庭園、荒子川公園 <u>(削除)</u> 、久屋大通庭園、徳川園、みどりが丘公園 <u>(削除)</u> 、中村公園 自動車駐車場（池下、吹上中央帯、吹上、大曽根） 有料公園駐車場（名城公園正門前・ <u>二の丸東・北園・北園第2</u> 、白川公園、若宮大通公園白川前・ <u>洲崎橋</u> 、鶴舞公園、白鳥庭園、荒子川公園、 <u>中村公園、庄内緑地、川名公園、天白公園</u> ） 有料自転車駐車場	名称の整理に伴う修正
所管	施設名											
緑 政 土 木 局	東山動植物園 農業センター 東山展望塔、東谷山フルーツパーク、農業文化園、緑化センター、野鳥観察館、庄内緑地 <u>グリーンプラザ</u> 、名城公園 <u>フラワープラザ</u> 、白鳥庭園、荒子川公園 <u>ガーデンプラザ</u> 、久屋大通庭園、徳川園、みどりが丘公園 <u>会館</u> 、中村公園 自動車駐車場（池下、吹上中央帯、吹上、大曽根） 有料公園駐車場（名城公園正門前、 <u>同公園二の丸東</u> 、白川公園、若宮大通公園白川前 <u>(追加)</u> 、鶴舞公園、白鳥庭園、荒子川公園 <u>(追加)</u> ） 有料自転車駐車場											
所管	施設名											
緑 政 土 木 局	東山動植物園 農業センター 東山展望塔、東谷山フルーツパーク、農業文化園、緑化センター、野鳥観察館、庄内緑地 <u>(削除)</u> 、名城公園 <u>(削除)</u> 、白鳥庭園、荒子川公園 <u>(削除)</u> 、久屋大通庭園、徳川園、みどりが丘公園 <u>(削除)</u> 、中村公園 自動車駐車場（池下、吹上中央帯、吹上、大曽根） 有料公園駐車場（名城公園正門前・ <u>二の丸東・北園・北園第2</u> 、白川公園、若宮大通公園白川前・ <u>洲崎橋</u> 、鶴舞公園、白鳥庭園、荒子川公園、 <u>中村公園、庄内緑地、川名公園、天白公園</u> ） 有料自転車駐車場											
	92	第 17 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集・伝達 1 （略）	第 17 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集・伝達 1 （略）									

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		2 収集・伝達系統及び手段	2 収集・伝達系統および手段	
93	3 (略) 4 県への報告に関する事項 (1)～(3) (略) (4) 県への報告の実施 総括部は取りまとめた情報を、(1)、 (2)のとおり、速やかに県地震災害警戒	3 (略) 4 県への報告に関する事項 (1)～(3) (略) (4) 県への報告の実施 総括部は取りまとめた情報を、(1)、 (2)のとおり、速やかに県地震災害警戒	3 (略) 4 県への報告に関する事項 (1)～(3) (略) (4) 県への報告の実施 総括部は取りまとめた情報を、(1)、 (2)のとおり、速やかに県地震災害警戒	文言整理

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考												
		本部へ報告する。報告窓口は、県地震災害警戒本部が設置されたときは県地震災害警戒本部警戒情報センター情報統括部に、設置されていないときは県 <u>防災局</u> 災害対策課とする。	本部へ報告する。報告窓口は、県地震災害警戒本部が設置されたときは県地震災害警戒本部警戒情報センター情報統括部に、設置されていないときは県 <u>防災安全局</u> 災害対策課とする。	誤記修正												
36	96 98 102	第5節 南海トラフ地震臨時情報に係る措置に関する事項 【南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応】（略） 【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応】 第1～2 （略） 第3 広報 1～3 （略） 4 相談窓口 <table><tr><th>区分</th><th>事項</th><th>窓口</th></tr><tr><td>2</td><td>交通状況に関すること (1) J R 東海の運輸に関すること。 (2) 地下鉄、市バスの運行に関する</td><td>J R 東海各駅 交通局（広報広聴課、テレホンセ</td></tr></table>	区分	事項	窓口	2	交通状況に関すること (1) J R 東海の運輸に関すること。 (2) 地下鉄、市バスの運行に関する	J R 東海各駅 交通局（広報広聴課、テレホンセ	第5節 南海トラフ地震臨時情報に係る措置に関する事項 【南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応】（略） 【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応】 第1～2 （略） 第3 広報 1～3 （略） 4 相談窓口 <table><tr><th>区分</th><th>事項</th><th>窓口</th></tr><tr><td>2</td><td>交通状況に関すること (1) J R 東海の運輸に関すること。 (2) 地下鉄、市バスの運行に関する</td><td>J R 東海各駅 交通局（広報広聴課、テレホンセ</td></tr></table>	区分	事項	窓口	2	交通状況に関すること (1) J R 東海の運輸に関すること。 (2) 地下鉄、市バスの運行に関する	J R 東海各駅 交通局（広報広聴課、テレホンセ	
区分	事項	窓口														
2	交通状況に関すること (1) J R 東海の運輸に関すること。 (2) 地下鉄、市バスの運行に関する	J R 東海各駅 交通局（広報広聴課、テレホンセ														
区分	事項	窓口														
2	交通状況に関すること (1) J R 東海の運輸に関すること。 (2) 地下鉄、市バスの運行に関する	J R 東海各駅 交通局（広報広聴課、テレホンセ														

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前			修 正 後			備 考
			こと。 (3) 道路交通対策 に關すること。 (4) 交通情報に關 すること。	ンター、地下鉄各 駅、市バス書く營 業所) 愛知県警察(交 通 部 交 通 規 制 課、各警察署) 愛知県警察(交 通 部 交 通 <u>管 制</u> 課)		こと。 (3) 道路交通対策 に關すること。 (4) 交通情報に關 すること。	ンター、地下鉄各 駅、市バス書く營 業所) 愛知県警察(交 通 部 交 通 規 制 課、各警察署) 愛知県警察(交 通 部 交 通 <u>規 制</u> 課)	組織改正に伴う修正
	103	3	水道、電気、ガス の供給等に関する こと。 (1) 水 道 (2) 電 気 (3) ガ ス	上下水道局(各 水道営業所) 中部電力パワー グリッド株式会 社(各営業所) 東邦ガス株式会 社 <u>(各営業所)</u>	3	水道、電気、ガス の供給等に関する こと。 (1) 水 道 (2) 電 気 (3) ガ ス	上下水道局(各 水道営業所) 中部電力パワー グリッド株式会 社(各営業所) 東邦ガス株式会 社 <u>お客さまセン タ ー (0570- 783987[ナビダイ ヤル])</u>	組織改正に伴う修正

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考				
37	118 119 120	第 6 節 災害警戒本部の設置及び運営 第 1 (略) 第 2 警戒本部の組織及び運営 1～3 (略) 4 本部室 (1)～(2) (略) (3)本部室員会議 ア～ケ (略) コ 南海トラフ地震臨時情報(調査中) 又は南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表時における本部室員会議の名称は、「南海トラフ地震対策連絡会議」とし、本部室員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。 <table border="1"><tr><td>本部室員</td></tr><tr><td>緑政土木局 <u>企画経理課</u> 主幹(道路等の危機管理・水防)</td></tr></table>	本部室員	緑政土木局 <u>企画経理課</u> 主幹(道路等の危機管理・水防)	第 6 節 災害警戒本部の設置及び運営 第 1 (略) 第 2 警戒本部の組織及び運営 1～3 (略) 4 本部室 (1)～(2) (略) (3)本部室員会議 ア～ケ (略) コ 南海トラフ地震臨時情報(調査中) 又は南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表時における本部室員会議の名称は、「南海トラフ地震対策連絡会議」とし、本部室員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。 <table border="1"><tr><td>本部室員</td></tr><tr><td>緑政土木局 <u>削除</u> 主幹(道路等の危機管理・水防)</td></tr></table>	本部室員	緑政土木局 <u>削除</u> 主幹(道路等の危機管理・水防)	誤記修正
本部室員								
緑政土木局 <u>企画経理課</u> 主幹(道路等の危機管理・水防)								
本部室員								
緑政土木局 <u>削除</u> 主幹(道路等の危機管理・水防)								
38	122	第 7 節 災害対策本部の設置及び運営 第 1 (略) 第 2 本部の組織及び運営 1～2 (略)	第 7 節 災害対策本部の設置及び運営 第 1 (略) 第 2 本部の組織及び運営 1～2 (略)					

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考				
	124	3 本部員 (1) (略) (2)本部員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。 (表中) <table><tr><td>本部員</td></tr><tr><td><u>消防長</u></td></tr></table> 4 本部室 (1) (略) (2) 本部室は、本部員会議<u>と</u>本部幹事会議(<u>追加</u>)との連携によって運営するものとし、庶務は総括部が行う。 (3)本部員会議 ア (略) イ 本部員会議は、本部幹事会議に対し、被害情報及び応急対策実施状況等について報告を求めるとともに、応急対策実施上の重要な事項について協議し、その基本方針を決定する。なお、本部員会議が協議・決定すべき事項は、おおむね次のとおりとする。	本部員	<u>消防長</u>	3 本部員 (1) (略) (2)本部員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。 (表中) <table><tr><td>本部員</td></tr><tr><td><u>消防局長</u></td></tr></table> 4 本部室 (1) (略) (2) 本部室は、本部員会議、<u>本部幹事会議及び各チーム</u>との連携によって運営するものとし、庶務は総括部が行う。 (3)本部員会議 ア (略) イ 本部員会議は、本部幹事会議に対し、被害情報及び応急対策実施状況等について報告を求めるとともに、応急対策実施上の重要な事項について協議し、その基本方針を決定する。なお、本部員会議が協議・決定すべき事項は、おおむね次のとおりとする。	本部員	<u>消防局長</u>	本部室の構成に関する修正
本部員								
<u>消防長</u>								
本部員								
<u>消防局長</u>								

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考												
	125	(ア)～(ツ) (略) <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(テ)</u> その他部長又は区本部長から特に申出があった重要な災害対策に関すること。 ウ～オ (略) (4) 本部幹事会議 ア (略) イ 所掌事務 (ア) 各種情報の収集・報告 (表中) <table><tr><td>情報の種類</td><td>収集・報告担当部</td></tr><tr><td><u>(追加)</u></td><td><u>(追加)</u></td></tr><tr><td><u>j</u> その他</td><td>関係部</td></tr></table>	情報の種類	収集・報告担当部	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>j</u> その他	関係部	(ア)～(ツ) (略) <u>(テ)プロジェクトチームの設置に関する</u> <u>こと。</u> <u>(ト)家屋被害調査の調査計画に関する</u> <u>こと。</u> <u>(ナ)総合支援窓口の設置に関する</u> <u>こと。</u> <u>(ニ)</u> その他部長又は区本部長から特に申出があった重要な災害対策に関すること。 ウ～オ (略) (4) 本部幹事会議 ア (略) イ 所掌事務 (ア) 各種情報の収集・報告 (表中) <table><tr><td>情報の種類</td><td>収集・報告担当部</td></tr><tr><td><u>j</u> 家屋被害調査の 実施状況</td><td><u>経理部</u></td></tr><tr><td><u>k</u> その他</td><td>関係部</td></tr></table>	情報の種類	収集・報告担当部	<u>j</u> 家屋被害調査の 実施状況	<u>経理部</u>	<u>k</u> その他	関係部	総合支援窓口に関する記述の追記
情報の種類	収集・報告担当部															
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>															
<u>j</u> その他	関係部															
情報の種類	収集・報告担当部															
<u>j</u> 家屋被害調査の 実施状況	<u>経理部</u>															
<u>k</u> その他	関係部															
	126	(イ)～(オ) (略) ウ (略)	(イ)～(オ) (略) ウ (略)													

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考						
	126	<u>(追加)</u>	<u>(5) 各チーム</u> <u>ア チーム</u> <u>(ア)チームは、複数の部にまたがる</u> <u>事務を機動的かつ横断的に実施す</u> <u>る。</u> <u>(イ)チームの構成は、次のとおりとす</u> <u>る。</u> <table><tr><td><u>チ ー ム 長</u></td><td><u>総括部に属する主幹、課長の</u> <u>職にある者のうちから総括部長</u> <u>が指名する者とする。</u></td></tr><tr><td><u>チ ー ム</u> <u>リ ー ダ ー</u></td><td><u>本部長が指定するチームの主</u> <u>管部に属する係長、主査の職に</u> <u>ある者のうちから各部長が指名</u> <u>する者とする。</u></td></tr><tr><td><u>チ ー ム 員</u></td><td><u>本部長が指定する部に属する</u> <u>職員のうちから各部長が指名す</u> <u>る者とする。</u></td></tr></table> <u>(ウ)チームは、あらかじめ別に定め</u> <u>る配備基準に従い設置し、本部室</u> <u>又はチームを廃止するまで常設す</u> <u>る。</u> <u>イ プロジェクトチーム</u>	<u>チ ー ム 長</u>	<u>総括部に属する主幹、課長の</u> <u>職にある者のうちから総括部長</u> <u>が指名する者とする。</u>	<u>チ ー ム</u> <u>リ ー ダ ー</u>	<u>本部長が指定するチームの主</u> <u>管部に属する係長、主査の職に</u> <u>ある者のうちから各部長が指名</u> <u>する者とする。</u>	<u>チ ー ム 員</u>	<u>本部長が指定する部に属する</u> <u>職員のうちから各部長が指名す</u> <u>る者とする。</u>	チーム構成・運用につ いての詳細の追記
<u>チ ー ム 長</u>	<u>総括部に属する主幹、課長の</u> <u>職にある者のうちから総括部長</u> <u>が指名する者とする。</u>									
<u>チ ー ム</u> <u>リ ー ダ ー</u>	<u>本部長が指定するチームの主</u> <u>管部に属する係長、主査の職に</u> <u>ある者のうちから各部長が指名</u> <u>する者とする。</u>									
<u>チ ー ム 員</u>	<u>本部長が指定する部に属する</u> <u>職員のうちから各部長が指名す</u> <u>る者とする。</u>									

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考				
	126		<u>(ア)プロジェクトチームは、複数の部 が関係し、応急対策に重大な影響を 及ぼすとともに迅速な対応が求めら れる事項について具体的な対応方針 を協議する。</u> <u>(イ)プロジェクトチームの構成は、次 のとおりとする。</u> <table><tr><td><u>プロジェクト チー ム 長</u></td><td><u>本部長が指定するプロジ ェクトチームの主管部に属 する参事、部長、主幹、課 長の職にある者のうちから 各部長が指名する者とす る。</u></td></tr><tr><td><u>プロジェクト チー ム 員</u></td><td><u>本部長が指定する部に属 する参事、部長、主幹、課 長の職にある者のうちから 各部長が指名する者とす る。</u></td></tr></table> <u>(ウ)プロジェクトチームは、本部長 が必要と認めた場合に設置する。</u> <u>(エ)プロジェクトチームの主管部は、 適宜プロジェクトチームを招集す</u>	<u>プロジェクト チー ム 長</u>	<u>本部長が指定するプロジ ェクトチームの主管部に属 する参事、部長、主幹、課 長の職にある者のうちから 各部長が指名する者とす る。</u>	<u>プロジェクト チー ム 員</u>	<u>本部長が指定する部に属 する参事、部長、主幹、課 長の職にある者のうちから 各部長が指名する者とす る。</u>	
<u>プロジェクト チー ム 長</u>	<u>本部長が指定するプロジ ェクトチームの主管部に属 する参事、部長、主幹、課 長の職にある者のうちから 各部長が指名する者とす る。</u>							
<u>プロジェクト チー ム 員</u>	<u>本部長が指定する部に属 する参事、部長、主幹、課 長の職にある者のうちから 各部長が指名する者とす る。</u>							

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	127	<u>(5)</u> 本部長及び幹事長は、特に必要がある と認めたときは、次に掲げる機関の長に 対し、当該機関の職員を本部員会議及び 本部幹事会議及び<u>(追加)</u>に出席要請 し、情報の提供その他必要な協力を求め ることができる。 <u>(6)</u> 連絡員は、東庁舎 1 階災害対策本部室 に常駐し、各部幹事を補佐する。 <u>5 チーム</u> <u>(1) 本部長は、複数の部にまたがる事 務を機動的かつ横断的に調整・決定 するため、本部にチームを置き、同 表に掲げる担当部の職員のうちから チーム員を動員し、同表に掲げる事 務を分掌させる。</u> <u>(2) チームに主管部を置く。</u> <u>(3) その他、本部長が必要と認めたとき は関係部によるプロジェクトチームを 適宜構成する。</u> <u>6</u> 部（班・隊） <u>7</u> 区本部	<u>る。</u> <u>(6)</u> 本部長及び幹事長は、特に必要がある と認めたときは、次に掲げる機関の長に 対し、当該機関の職員を本部員会議、本 部幹事会議及び<u>プロジェクトチームの 会議</u>に出席要請し、情報の提供その他必 要な協力を求めることができる。 <u>(7)</u> 連絡員は、東庁舎 1 階災害対策本部室 に常駐し、各部幹事を補佐する。 <u>(削除)</u> <u>5</u> 部（班・隊） <u>6</u> 区本部	通番修正

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考								
	130	<u>8</u> 現地本部 <u>9</u> 災害救助地区本部の設置・運営等 <u>10</u> 本部並びに本部職員の標識等 ◎別表 1-7-1 1 災害対策本部の部及び区本部の主な任務 (表中)	<u>7</u> 現地本部 <u>8</u> 災害救助地区本部の設置・運営等 <u>9</u> 本部並びに本部職員の標識等 ◎別表 1-7-1 1 災害対策本部の部及び区本部の主な任務 (表中)	表記の整理								
	131	<table><tr><td>スポーツ 市民部</td><td>スポーツ 市民局</td><td>スポーツ 市民局長</td><td>1 <u>総合被災</u> 相談に 関 すること</td></tr></table> (表中)	スポーツ 市民部		スポーツ 市民局	スポーツ 市民局長	1 <u>総合被災</u> 相談に 関 すること	<table><tr><td>スポーツ 市民部</td><td>スポーツ 市民局</td><td>ス ポ ー ツ 市民局長</td><td>1 <u>(削除)</u>被災 相談に 関 すること</td></tr></table> (表中)	スポーツ 市民部	スポーツ 市民局	ス ポ ー ツ 市民局長	1 <u>(削除)</u> 被災 相談に 関 すること
スポーツ 市民部	スポーツ 市民局	スポーツ 市民局長	1 <u>総合被災</u> 相談に 関 すること									
スポーツ 市民部	スポーツ 市民局	ス ポ ー ツ 市民局長	1 <u>(削除)</u> 被災 相談に 関 すること									
	133	<table><tr><td>消防部</td><td>消防局</td><td><u>消防長</u></td><td>(略)</td></tr></table> 2 (略) 3 全庁体制で取り組む任務 (表中)	消防部	消防局	<u>消防長</u>	(略)	<table><tr><td>消防部</td><td>消防局</td><td><u>消防局長</u></td><td>(略)</td></tr></table> 2 (略) 3 全庁体制で取り組む任務 (表中)	消防部	消防局	<u>消防局長</u>	(略)	
消防部	消防局	<u>消防長</u>	(略)									
消防部	消防局	<u>消防局長</u>	(略)									
		<table><tr><td>1～8 (略) <u>(追加)</u> <u>9</u> その他一時に大量処理が必要な任務 に 関すること</td></tr></table>	1～8 (略) <u>(追加)</u> <u>9</u> その他一時に大量処理が必要な任務 に 関すること	<table><tr><td>1～8 (略) <u>9 総合支援窓口の運営に 関すること</u> <u>10</u> その他一時に大量処理が必要な任務 に 関すること</td></tr></table>	1～8 (略) <u>9 総合支援窓口の運営に 関すること</u> <u>10</u> その他一時に大量処理が必要な任務 に 関すること							
1～8 (略) <u>(追加)</u> <u>9</u> その他一時に大量処理が必要な任務 に 関すること												
1～8 (略) <u>9 総合支援窓口の運営に 関すること</u> <u>10</u> その他一時に大量処理が必要な任務 に 関すること												
39	134	第 8 節 初期活動体制 第 1 (略)	第 8 節 初期活動体制 第 1 (略)	通番修正								

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前				修 正 後				備 考
	137	第2 震度別の初期活動等 1 (略) 2 震度5弱以上の初期活動 (1) (略) (2) 大規模災害時 大規模災害時の初期活動 (表中)				第2 震度別の初期活動等 1 (略) 2 震度5弱以上の初期活動 (1) (略) (2) 大規模災害時 大規模災害時の初期活動 (表中)				
		活動 の 区 分	～ 発 災 後 24 時間以内	24 時間～ 72 時間以内	72 時間以降～	活動 の 区 分	～発災後 24時間以内	24 時間～ 72 時間以内	72 時間以降～	
		情 報	(略)	(略)	(略)	情 報	(略)	(略)	(略)	
			被害状況、 生命維持に 関する情報 等の市民へ の広報(要 配慮者、外 国人への広	・被災者の 生活情報の 収集・伝達	→→		被害状況、 生命維持に 関する情報 等の市民へ の広報(要 配慮者、外 国人への広	・被災者の 生活情報の 収集・伝達	→→	
				・災害広報 誌の発行、 配布	→→			・災害広報 誌の発行、 配布	→→	

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前			修 正 後			備 考
		報)			報)	・被害状況、生命維持に関する情報等における広聴活動の実施	→→	防災活動体制の見直しに伴う修正
			(追加)	(追加)				
				・市外避難者への情報提供			・市外避難者への情報提供	
		・安否確認(職員等)			・安否確認(職員等)			
145		第3～6 (略) ◎計画表 1-8-1 防災活動体制及び配備基準			第3～6 (略) ◎計画表 1-8-1 防災活動体制及び配備基準			
147		1 (略)			1 (略)			
149		2 配備種別 別表1～2 (略) 別表3 水防警報が発せられる河川名及び配備該当区本部表 (略)			2 配備種別 別表1～2 (略) 別表3 水防警報が発せられる河川名及び配備該当区本部表 (略)			

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前			修 正 後			備 考	
		※各局（部）の公所等への参集については、区本部の体制に準じて各局（部）が判断することができる。 別表4 高潮警報が発表されたときの配備該当区本部 表（略） ※各局（部）の公所等への参集については、区本部の体制に準じて各局（部）が判断することができる。			※各部の公所等への参集については、区本部の体制に準じて各部が判断することができる。 別表4 高潮警報が発表されたときの配備該当区本部 表（略） ※各部の公所等への参集については、区本部の体制に準じて各部が判断することができる。				
40	156	第9節 情報活動運動 第1～2（略） 第3 情報等の種別及び収集・伝達 1～2（略） 3 被害情報 (1)被害情報等の区分及び収集担当 (人、建物の被害)			第9節 情報活動運動 第1～2（略） 第3 情報等の種別及び収集・伝達 1～2（略） 3 被害情報 (1)被害情報等の区分及び収集担当 (人、建物の被害)			防災活動体制の見直しに伴う修正	
	159	情報の区分		情報の内容	担当部	情報の区分		情報の内容	担当部
		人的被害		死者、行方不明者、負傷者(重症、	区本部※	人的被害		死者、行方不明者、負傷者(重症、	区本部 (削除)

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前				修 正 後				備 考
	159			軽症)				軽症)		
		住家被害		全壊 (焼)、半壊 (焼)、 準半壊、 一部破損、床上 浸水、床下浸水	区本部※ (消防部)	住家被害		全壊 (焼)、半壊 (焼)、 準半壊、 一部破損、床上 浸水、床下浸水	区本部 <u>(削除)</u> (消防部)	
		非住家被害	公共建物	全壊 (焼)、半壊 (焼)	所幹部、 区本部、 (消防部)	非住家被害	公共建物	全壊 (焼)、半壊 (焼)	所幹部、 区本部、 (消防部)	
			その他	全壊 (焼)、半壊 (焼)	区本部※ 、(消防部)		その他	全壊 (焼)、半壊 (焼)	区本部 <u>(削除)</u> 、(消防部)	
		住民り災状況		り災世帯数、り災者数	区本部	住民り災状況		り災世帯数、り災者数	区本部	
(注) 担当部の欄中 () 書きの部にあつては、情報の内容欄中 () 書きを行うことを示す。										

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	165	<u>※担当部以外の部が被害情報等を入手した場合には市町村防災支援システムに情報入力するとともに、その旨を担当部に伝達する。</u> 第 4 通信連絡手段の確保及び活用 1 無線電話 (1)無線電話の統制 ア (略) イ 消防無線、<u>上下水道局MCA無線</u>の統制は、<u>各</u>基地局を管理する部において、あらかじめ定めた方法により行う。	<u>(削除)</u> 第 4 通信連絡手段の確保及び活用 1 無線電話 (1)無線電話の統制 ア (略) イ 消防無線<u>(削除)</u>の統制は、<u>(削除)</u>基地局を管理する部において、あらかじめ定めた方法により行う。	通信手段の見直しに伴う修正
41	170 171	第 10 節 広報・広聴活動 第 1 広報活動 1 (略) 2 地震発生直後の広報事項の伝達系統	第 10 節 広報・広聴活動 第 1 広報活動 1 (略) 2 地震発生直後の広報事項の伝達系統	

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
171	3	同報無線・市公式ウェブサイト 電子メール・緊急通報メール・SNS・アプリケーション	同報無線・市公式ウェブサイト 電子メール・緊急通報メール・SNS・アプリケーション 新聞・テレビ・ラジオ等	報道方法に関する追記
	3	3 広報の方法 (1) (略) (2) 報道機関との連携 ア 「放送協定」に基づく放送依頼 緊急を要する場合及び広域的に広報を行う必要がある場合、<u>総括部は、庶務部の協力を得て</u>、「災害時の放送に関する協定」に基づき、あらかじめ定めた手続きにより、日本放送協会名	3 広報の方法 (1) (略) (2) 報道機関との連携 ア 「放送協定」に基づく放送依頼 緊急を要する場合及び広域的に広報を行う必要がある場合、<u>本部室(広報報道チーム)は</u>、「災害時の放送に関する協定」に基づき、あらかじめ定めた手続きにより、日本放送協会名古屋	防災活動体制の見直しに伴う修正

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		古屋放送局及び民間放送各社に対し、テレビ・ラジオによる広報事項の放送（緊急警報放送を含む。）を依頼する。	放送局及び民間放送各社に対し、テレビ・ラジオによる広報事項の放送（緊急警報放送を含む。）を依頼する。	
42	177 181 182	第 12 節 応援要請 第 1～2 （略） 第 3 自衛隊に対する派遣要請 1 （略） 2 派遣要請依頼 (1) 法第 68 条の 2 第 1 項に基づき県知事に要請する場合 ア～ウ （略） エ 総括部は、災害派遣要請依頼書（様式 1-12-1）を県知事（<u>防災局</u>災害対策課）に提出する。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等により依頼し、書類は事後提出するものとする。 オ （略） カ 総括部は、関係自衛隊の長に通知したときは、速やかに、県知事（<u>防災局</u>災害対策課）に自衛隊への通知をした事項について通知する。	第 12 節 応援要請 第 1～2 （略） 第 3 自衛隊に対する派遣要請 1 （略） 2 派遣要請依頼 (1) 法第 68 条の 2 第 1 項に基づき県知事に要請する場合 ア～ウ （略） エ 総括部は、災害派遣要請依頼書（様式 1-12-1）を県知事（<u>防災安全局</u>災害対策課）に提出する。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等により依頼し、書類は事後提出するものとする。 オ （略） カ 総括部は、関係自衛隊の長に通知したときは、速やかに、県知事（<u>防災安全局</u>災害対策課）に自衛隊への通知をした事項について通知する。	誤記修正 誤記修正

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
43	187 194	第 13 節 消防・水防・津波対策活動 【消防活動】 (略) 【水防活動】 第 1 (略) 第 2 活動内容 1 (略) 2 河川、ため池等の巡視 地震が発生した場合、緑政土木部（土木隊）は所管区域内の河川、ため池等を巡視し、被害状況及び水防上の危険箇所を調査する。 また、防災重点(追加)ため池については震度5弱以上の地震が発生した場合、身の安全を十分に確保した上で緊急点検を実施し、県へ報告するものとする。 なお、消防部は火災等の発生並びに消防力の状況から応援が可能な場合は、積極的に応援するものとする。	第 13 節 消防・水防・津波対策活動 【消防活動】 (略) 【水防活動】 第 1 (略) 第 2 活動内容 1 (略) 2 河川、ため池等の巡視 地震が発生した場合、緑政土木部（土木隊）は所管区域内の河川、ため池等を巡視し、被害状況及び水防上の危険箇所を調査する。 また、防災重点農業用ため池については震度5弱以上の地震が発生した場合、身の安全を十分に確保した上で緊急点検を実施し、県へ報告するものとする。 なお、消防部は火災等の発生並びに消防力の状況から応援が可能な場合は、積極的に応援するものとする。	
	194 195	第 3 急傾斜地等対策 (資料) ・ため池の巡視箇所一覧表、防災重点(追加)ため池緊急点検報告様式	第 3 急傾斜地等対策 (資料) ・ため池の巡視箇所一覧表、防災重点農業用ため池緊急点検報告様式	

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		(附属資料編 計画資料 60)	(附属資料編 計画資料 60)	
44	199 200	第 14 節 避難 第 1 避難指示 1～2 (略) 3 避難指示の発令 (1)～(4) (略) (5) 災害救助地区本部、消防団等は、各家庭への個別訪問等により、避難指示が発令されたことを周知する。	第 14 節 避難 第 1 避難指示 1～2 (略) 3 避難指示の発令 (1)～(4) (略) (5) 災害救助地区本部、消防団等は、各家庭への個別に訪問する等、避難指示が発令されたことを周知する。	表記の整理
45	208	第 15 節 医療救護・保健衛生 【医療救護】 第 1 救護班の編成 1 救護班の編成 (1)～(2) (略) (3) 健康福祉部は、 <u>緑市民病院・厚生院・必要に応じて、総合リハビリテーションセンターで医療救護班を編成し、傷病者の応急措置などの救護活動を行う。また、救護班において(追加)看護職員を必要とする場合には、(追加)中央看護専門学校より看護職員(専任教員)の派遣を行う。</u>	第 15 節 医療救護・保健衛生 【医療救護】 第 1 救護班の編成 1 救護班の編成 (1)～(2) (略) (3) 健康福祉部は、 <u>医療救護班において医師・看護職員等が不足する場合には、必要に応じて、総合リハビリテーションセンター・中央看護専門学校より(削除)派遣を行う。</u>	組織改正に伴う修正

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		(4) (略) (5) 健康福祉部は、市域において災害派遣医療チーム (DMAT) が活動する場合については、<u>(追加)</u> その活動状況について連携を図る。 (6) 受入れる主な医療関係ボランティア 健康福祉部は、以下の医療関係ボランティアを受入れ、救護班等を編成する。 <u>(追加)</u>	(4) (略) (5) 健康福祉部は、市域において災害派遣医療チーム (DMAT) が活動する場合については、<u>保健医療調整会議を通じて</u> その活動状況について連携を図る。 (6) 受入れる主な医療関係ボランティア 健康福祉部は、以下の医療関係ボランティアを受入れ、救護班等を編成する。 <u>・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師</u>	新たな協定の締結に伴う追記
209	第 2 救護 1～2 (略) 3 救護の方法 (1) (略)	第 2 救護 1～2 (略) 3 救護の方法 (1) (略)	第 2 救護 1～2 (略) 3 救護の方法 (1) (略)	
210	(2) 第 2 救護 第 2 救護は、第 1 救護等により手当の必要な負傷者を全医療機関の協力を得て治療・収容の実施を図る。 特に、中等症・重症傷病者の治療・収容は、主に <u>市立病院</u> ・災害拠点病院・災害協力病院が実施する。	(2) 第 2 救護 第 2 救護は、第 1 救護等により手当の必要な負傷者を全医療機関の協力を得て治療・収容の実施を図る。 特に、中等症・重症傷病者の治療・収容は、主に <u>(削除)</u> 災害拠点病院・災害協力病院が実施する。	(2) 第 2 救護 第 2 救護は、第 1 救護等により手当の必要な負傷者を全医療機関の協力を得て治療・収容の実施を図る。 特に、中等症・重症傷病者の治療・収容は、主に <u>(削除)</u> 災害拠点病院・災害協力病院が実施する。	市大化に伴う修正
	4 傷病者の搬送・移送	4 傷病者の搬送・移送	4 傷病者の搬送・移送	

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	211	(1) (略) (2) 災害医療活動拠点で第2 救護の実施が困難な場合、健康福祉部は、<u>(追加)</u> 市域外の災害拠点病院等による医療・収容の受入調整を行い、この調整に基づき、総括部は自衛隊とも連携を図り、ヘリコプター、救急車等により搬送・移送を実施する。 第3 (略) 第4 保健医療調整会議 1 名古屋市域に震度<u>6弱</u> (名古屋気象台発表) 以上の地震が発生した場合には、保健医療調整会議を設置し、関係機関の連携を図るものとする。 2 保健医療調整会議の構成員は次のとおりとする。 (1)～(7) (略) (8) <u>その他</u> <u>(追加)</u>	(1) (略) (2) 災害医療活動拠点で第2 救護の実施が困難な場合、健康福祉部は、<u>保健医療調整会議を通じて</u> 市域外の災害拠点病院等による医療・収容の受入調整を行い、この調整に基づき、総括部は自衛隊とも連携を図り、ヘリコプター、救急車等により搬送・移送を実施する。 第3 (略) 第4 保健医療調整会議 1 名古屋市域に震度<u>5強</u> (名古屋気象台発表) 以上の地震が発生した場合には、保健医療調整会議を設置し、関係機関の連携を図るものとする。 2 保健医療調整会議の構成員は次のとおりとする。 (1)～(7) (略) (8) <u>透析コーディネーター</u> <u>(9)その他</u>	
	213	第5 (略) (資料) <u>(追加)</u>	第5 (略) (資料) <u>・災害医療救護等に関する協定書(市対市)</u>	新たな協定の締結に

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	214 217	<u>・災害医療救護等に関する協定書（市対市立大学）（附属資料編 計画参考 42）</u> 【保健衛生】 （資料） <u>（追加）</u>	<u>立大学）（附属資料編 計画参考 42）</u> <u>・災害時のあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の救護活動に関する協定書（市対県鍼灸マッサージ師会）（附属資料編 計画参考 42）</u> <u>（削除）</u> 【保健衛生】 （資料） <u>・災害時の柔道整復師救護活動に関する協定書（市対県柔道整復師会）（附属資料編 計画参考 42）</u> <u>・災害時のあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の救護活動に関する協定書（市対県鍼灸マッサージ師会）（附属資料編 計画参考 42）</u>	伴う修正 新たな協定の締結に伴う追記
46	218	第 16 節 輸送・道路等応急対策 【輸送】（略） 【道路等応急対策】 第 1～8 （略） 第 9 他の道路管理者等との相互協力 1～2 （略）	第 16 節 輸送・道路等応急対策 【輸送】（略） 【道路等応急対策】 第 1～8 （略） 第 9 他の道路管理者等との相互協力 1～2 （略）	

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	224	3 緑政土木部は(追加) 中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社、愛知県道路公社、名古屋港管理組合及び鉄道事業者と道路の応急復旧に合わせた施設の応急復旧が行われるよう情報交換等を行うものとする。 <u>(追加)</u>	3 緑政土木部は、中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社、愛知県道路公社、名古屋港管理組合及び鉄道事業者と道路の応急復旧に合わせた施設の応急復旧が行われるよう情報交換等を行うものとする。 <u>4 緑政土木部は、踏切道改良促進法第 13 条により指定された踏切道について、同法第 14 条の規定により定めた地方踏切道災害時管理方法に従い、鉄道事業者と情報共有等必要な対処を行うものとする。</u>	表記の整理 踏切道改善促進法の改正に伴う修正
47	228 229	第 17 節 食品・生活必需品等の供給 第 1～2 (略) 第 3 物資の供給体制 1 (略) 2 物資の供給フロー	第 17 節 食品・生活必需品等の供給 第 1～2 (略) 第 3 物資の供給体制 1 (略) 2 物資の供給フロー	

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
				表記の整理
48	236	第19節 遺体の搜索、処理及び火葬 第1 (略)	第19節 遺体の搜索、処理及び火葬 第1 (略)	
	237	第2 遺体安置所の開設及び管理運営 1～3 (略)	第2 遺体安置所の開設及び管理運営 1～3 (略)	
		4 遺体安置所に派遣された職員は、災害救助地区本部等の協力を得て、調査(検視)・検案を実施する警察と調整の上、次のように遺体の収容・管理を行う。 (1)～(8) (略) (9) 遺体調書に必要事項を <u>その都度</u> 記入し、遺体の整理に努める。	4 遺体安置所に派遣された職員は、災害救助地区本部等の協力を得て、調査(検視)・検案を実施する警察と調整の上、次のように遺体の収容・管理を行う。 (1)～(8) (略) (9) 遺体調書に必要事項を <u>可能な限り</u> 記入し、遺体の整理に努める。	表記の整理
	238	第3 遺体の検案 1～2 (略)	第3 遺体の検案 1～2 (略)	

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	240	3 検案時の処理事項 (1)～(2) (略) (3) <u>(追加)</u> 遺体調書に必要事項を<u>その都度</u>記入し、整理に努める。 第4～5 (略) 第6 遺体の火葬 1 火葬の方法 (1)～(3) (略) (4) 遺体調書に必要事項を<u>その都度</u>記入し、整理に努める。	3 検案時の処理事項 (1)～(2) (略) (3) <u>遺体安置所に派遣された職員と連携し、</u>遺体調書に必要事項を<u>可能な限り</u>記入し、整理に努める。 第4～5 (略) 第6 遺体の火葬 1 火葬の方法 (1)～(3) (略) (4) 遺体調書に必要事項を<u>可能な限り</u>記入し、整理に努める。	
	243	◎様式 1-19-2 遺体調書	◎様式 1-19-2 遺体調書	

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																																																																																																																																																																																																		
		<table><tr><td colspan="2"></td><td>整理番号</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>捜索収容者</td><td>捜索収容班 第 班</td><td>代表者氏名</td><td colspan="2">〔 所属 局 署 区 〕</td></tr><tr><td>遺体の種別</td><td colspan="4">1 身元不明の遺体 2 引受人のない遺体 3 その他</td></tr><tr><td>遺体発見日時</td><td colspan="4">年 月 日 時 分</td></tr><tr><td>遺体発見場所</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td rowspan="4">遺体の身元</td><td>本 籍</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>現 住 所</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>氏 名</td><td>身元不明者の の 符 号</td><td>性別 男女</td><td>年齢 歳</td></tr><tr><td colspan="4">識別事項（着衣、所持品、身長、体格等）</td></tr><tr><td rowspan="4">遺族その他の関係者</td><td>現 住 所</td><td colspan="3">（電話）</td></tr><tr><td>氏 名</td><td colspan="3">（死者との続柄）</td></tr><tr><td>遺体引受</td><td colspan="3">可 ・ 不 可 （引渡し 年 月 日）</td></tr><tr><td>遺骨引取</td><td colspan="3">可 ・ 不 可 （引渡し 年 月 日）</td></tr><tr><td rowspan="2">遺体処理</td><td>洗浄等の処理</td><td>品目</td><td>数量</td><td>金額 計</td></tr><tr><td>一時保存料</td><td>検案料</td><td>実支出額</td><td>計</td></tr><tr><td rowspan="2">埋葬</td><td>埋葬年月日</td><td>埋葬者</td><td colspan="2">関係性</td></tr><tr><td>埋葬費</td><td colspan="3">棺（附属品含む） 埋葬又は火葬料 骨箱 計</td></tr><tr><td colspan="2">検 案 日 時</td><td colspan="3">月 日 時 分 （検案医師）</td></tr><tr><td colspan="2">埋葬許可証交付日</td><td>埋葬日</td><td>埋葬場所</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">(所持品の処理)</td><td colspan="3">(備考)</td></tr></table> ※写真裏面にはり付けてください。			整理番号			捜索収容者	捜索収容班 第 班	代表者氏名	〔 所属 局 署 区 〕		遺体の種別	1 身元不明の遺体 2 引受人のない遺体 3 その他				遺体発見日時	年 月 日 時 分				遺体発見場所					遺体の身元	本 籍				現 住 所				氏 名	身元不明者の の 符 号	性別 男女	年齢 歳	識別事項（着衣、所持品、身長、体格等）				遺族その他の関係者	現 住 所	（電話）			氏 名	（死者との続柄）			遺体引受	可 ・ 不 可 （引渡し 年 月 日）			遺骨引取	可 ・ 不 可 （引渡し 年 月 日）			遺体処理	洗浄等の処理	品目	数量	金額 計	一時保存料	検案料	実支出額	計	埋葬	埋葬年月日	埋葬者	関係性		埋葬費	棺（附属品含む） 埋葬又は火葬料 骨箱 計			検 案 日 時		月 日 時 分 （検案医師）			埋葬許可証交付日		埋葬日	埋葬場所		(所持品の処理)		(備考)			<table><tr><td colspan="2"></td><td>整理番号</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>捜索収容者</td><td>捜索収容班 第 班</td><td>代表者氏名</td><td colspan="2">局 署 区</td></tr><tr><td>遺体の種別</td><td colspan="4">1 身元不明の遺体 2 引受人のない遺体 3 その他</td></tr><tr><td>遺体発見日時</td><td colspan="4">年 月 日 時 分</td></tr><tr><td>遺体発見場所</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td rowspan="4">遺体の身元</td><td>本 籍</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>現 住 所</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>氏 名</td><td>身元不明者の の 符 号</td><td>性別 男女</td><td>年齢 歳</td></tr><tr><td colspan="4">識別事項（着衣、所持品、身長、体格等）</td></tr><tr><td rowspan="4">遺族その他の関係者</td><td>現 住 所</td><td colspan="3">（電話）</td></tr><tr><td>氏 名</td><td colspan="3">（死者との続柄）</td></tr><tr><td>遺体引受</td><td colspan="3">可 ・ 不 可 （引渡し 年 月 日）</td></tr><tr><td>遺骨引取</td><td colspan="3">可 ・ 不 可 （引渡し 年 月 日）</td></tr><tr><td rowspan="4">遺体処理</td><td>氏 名 公 表</td><td>通知の同意</td><td>可 ・ 不 可</td><td>住民基本台帳の閲覧記録 有 ・ 無</td></tr><tr><td>洗浄等の処理</td><td>品目 単価</td><td>数量</td><td>金額 計</td></tr><tr><td>一時保存料</td><td>品目 単価</td><td>数量</td><td>金額 計</td></tr><tr><td>検案料</td><td>検案に要する 費用</td><td>検案書作成料</td><td>金額 計</td></tr><tr><td rowspan="4">埋葬</td><td>検案日時</td><td colspan="3">月 日 時 分 （検案医師）</td></tr><tr><td>死亡年月日</td><td colspan="3">月 日 時 分</td></tr><tr><td>埋葬許可証交付日</td><td colspan="2">（印） （印）</td><td>埋葬場所</td></tr><tr><td>埋葬年月日</td><td>埋葬者</td><td colspan="2">関係性</td></tr><tr><td rowspan="2">埋葬費</td><td colspan="4">棺（附属品含む） 埋葬又は火葬料 骨箱 計</td></tr><tr><td colspan="2">(所持品の処理)</td><td colspan="2">(備考)</td></tr></table> ※写真裏面にはり付けてください。			整理番号			捜索収容者	捜索収容班 第 班	代表者氏名	局 署 区		遺体の種別	1 身元不明の遺体 2 引受人のない遺体 3 その他				遺体発見日時	年 月 日 時 分				遺体発見場所					遺体の身元	本 籍				現 住 所				氏 名	身元不明者の の 符 号	性別 男女	年齢 歳	識別事項（着衣、所持品、身長、体格等）				遺族その他の関係者	現 住 所	（電話）			氏 名	（死者との続柄）			遺体引受	可 ・ 不 可 （引渡し 年 月 日）			遺骨引取	可 ・ 不 可 （引渡し 年 月 日）			遺体処理	氏 名 公 表	通知の同意	可 ・ 不 可	住民基本台帳の閲覧記録 有 ・ 無	洗浄等の処理	品目 単価	数量	金額 計	一時保存料	品目 単価	数量	金額 計	検案料	検案に要する 費用	検案書作成料	金額 計	埋葬	検案日時	月 日 時 分 （検案医師）			死亡年月日	月 日 時 分			埋葬許可証交付日	（印） （印）		埋葬場所	埋葬年月日	埋葬者	関係性		埋葬費	棺（附属品含む） 埋葬又は火葬料 骨箱 計				(所持品の処理)		(備考)		様式変更に伴う修正
		整理番号																																																																																																																																																																																																				
捜索収容者	捜索収容班 第 班	代表者氏名	〔 所属 局 署 区 〕																																																																																																																																																																																																			
遺体の種別	1 身元不明の遺体 2 引受人のない遺体 3 その他																																																																																																																																																																																																					
遺体発見日時	年 月 日 時 分																																																																																																																																																																																																					
遺体発見場所																																																																																																																																																																																																						
遺体の身元	本 籍																																																																																																																																																																																																					
	現 住 所																																																																																																																																																																																																					
	氏 名	身元不明者の の 符 号	性別 男女	年齢 歳																																																																																																																																																																																																		
	識別事項（着衣、所持品、身長、体格等）																																																																																																																																																																																																					
遺族その他の関係者	現 住 所	（電話）																																																																																																																																																																																																				
	氏 名	（死者との続柄）																																																																																																																																																																																																				
	遺体引受	可 ・ 不 可 （引渡し 年 月 日）																																																																																																																																																																																																				
	遺骨引取	可 ・ 不 可 （引渡し 年 月 日）																																																																																																																																																																																																				
遺体処理	洗浄等の処理	品目	数量	金額 計																																																																																																																																																																																																		
	一時保存料	検案料	実支出額	計																																																																																																																																																																																																		
埋葬	埋葬年月日	埋葬者	関係性																																																																																																																																																																																																			
	埋葬費	棺（附属品含む） 埋葬又は火葬料 骨箱 計																																																																																																																																																																																																				
検 案 日 時		月 日 時 分 （検案医師）																																																																																																																																																																																																				
埋葬許可証交付日		埋葬日	埋葬場所																																																																																																																																																																																																			
(所持品の処理)		(備考)																																																																																																																																																																																																				
		整理番号																																																																																																																																																																																																				
捜索収容者	捜索収容班 第 班	代表者氏名	局 署 区																																																																																																																																																																																																			
遺体の種別	1 身元不明の遺体 2 引受人のない遺体 3 その他																																																																																																																																																																																																					
遺体発見日時	年 月 日 時 分																																																																																																																																																																																																					
遺体発見場所																																																																																																																																																																																																						
遺体の身元	本 籍																																																																																																																																																																																																					
	現 住 所																																																																																																																																																																																																					
	氏 名	身元不明者の の 符 号	性別 男女	年齢 歳																																																																																																																																																																																																		
	識別事項（着衣、所持品、身長、体格等）																																																																																																																																																																																																					
遺族その他の関係者	現 住 所	（電話）																																																																																																																																																																																																				
	氏 名	（死者との続柄）																																																																																																																																																																																																				
	遺体引受	可 ・ 不 可 （引渡し 年 月 日）																																																																																																																																																																																																				
	遺骨引取	可 ・ 不 可 （引渡し 年 月 日）																																																																																																																																																																																																				
遺体処理	氏 名 公 表	通知の同意	可 ・ 不 可	住民基本台帳の閲覧記録 有 ・ 無																																																																																																																																																																																																		
	洗浄等の処理	品目 単価	数量	金額 計																																																																																																																																																																																																		
	一時保存料	品目 単価	数量	金額 計																																																																																																																																																																																																		
	検案料	検案に要する 費用	検案書作成料	金額 計																																																																																																																																																																																																		
埋葬	検案日時	月 日 時 分 （検案医師）																																																																																																																																																																																																				
	死亡年月日	月 日 時 分																																																																																																																																																																																																				
	埋葬許可証交付日	（印） （印）		埋葬場所																																																																																																																																																																																																		
	埋葬年月日	埋葬者	関係性																																																																																																																																																																																																			
埋葬費	棺（附属品含む） 埋葬又は火葬料 骨箱 計																																																																																																																																																																																																					
	(所持品の処理)		(備考)																																																																																																																																																																																																			
244	◎様式 1-19-3 遺体整理簿 (表中)	<table><tr><td>引受人の 続柄(追加)</td><td>引き渡し 年月日</td><td>安置 場所</td><td>受付 番号</td></tr></table>	引受人の 続柄(追加)	引き渡し 年月日	安置 場所	受付 番号	◎様式 1-19-3 遺体整理簿 (表中)	<table><tr><td>引受人の 続柄・氏名</td><td>引き渡し 年月日</td><td>安置 場所</td><td>(削除)</td></tr></table>	引受人の 続柄・氏名	引き渡し 年月日	安置 場所	(削除)																																																																																																																																																																																										
引受人の 続柄(追加)	引き渡し 年月日	安置 場所	受付 番号																																																																																																																																																																																																			
引受人の 続柄・氏名	引き渡し 年月日	安置 場所	(削除)																																																																																																																																																																																																			

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
49	245	第 20 節 災害ごみ・<u>し尿</u>・災害がれき<u>(追加)</u> 地震の発生により、被災地では、大量に発生した廃棄物や道路障害等により、一時的に通常の体制によるごみ処理やし尿の収集が困難となることが予想される。 そのため、<u>避難者</u>等の生活環境や公衆衛生上の支障がないよう、災害ごみ・<u>し尿</u>・災害がれき<u>(追加)</u>の処理について、必要な対応を行う。 <u>(追加)</u>	第 20 節 災害ごみ・<u>(削除)</u>災害がれき・<u>し尿</u> 地震の発生により、被災地では、大量に発生した廃棄物や道路障害等により、一時的に通常の体制によるごみ処理やし尿の収集が困難となることが予想される。 そのため、<u>被災者</u>等の生活環境や公衆衛生上の支障がないよう、災害ごみ・<u>(削除)</u>災害がれき・<u>し尿</u>の処理について、必要な対応を行う。 <u>第 1 体制・計画</u> <u>1 災害廃棄物処理対策部の設置</u> <u>災害廃棄物の処理には、関係部との連携が不可欠であるため、発災後、環境部を中心に関係部の協力のもとに「災害廃棄物処理対策部」を設置し、関係機関と共同で災害廃棄物処理を行う。</u> <u>2 計画の策定</u> <u>「災害廃棄物処理計画」を基礎として、被害状況や災害廃棄物の発生量等を反映した「災害廃棄物処理実行計画」を策定する。</u>	表記の整理 文言整理 災害廃棄物処理計画に関する追記

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	245	<u>第1</u> 災害ごみ処理 1 (略) 2 活動要領 (1) (略) (2) 処理方法 ア～イ (略) <u>ウ 平常作業の中止は、10 日間を限度とし、以後災害ごみと並行して行う。</u> <u>エ</u> 処理施設への直接搬入が困難である場合には、災害ごみを一時仮置きし、中継することにより収集の効率化を図る。 <u>オ</u> 災害ごみを処理するにあたり、環境部の保有する車両及び人員で処理できない場合には、臨時車両の借上げ、臨時職員の雇用を行い、さらに不足する場合は、他都市の支援を要請する。また、ボランティア、NPO 等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO 等と連携し、<u>作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害</u>	<u>第2</u> 災害ごみ処理 1 (略) 2 活動要領 (1) (略) (2) 処理方法 ア～イ (略) <u>(削除)</u> <u>ウ</u> 処理施設への直接搬入が困難である場合には、災害ごみを一時仮置きし、中継することにより収集の効率化を図る。 <u>エ</u> 災害ごみを処理するにあたり、環境部の保有する車両及び人員で処理できない場合には、臨時車両の借上げ、臨時職員の雇用を行い、さらに不足する場合は、他都市の支援を要請する。また、ボランティア、NPO 等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO 等と連携し、<u>(削除)</u>効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。	

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考								
		廃棄物等の搬出を行う。 <u>カ 環境部の保有する車両、人員及び最大収集能力は次のとおりである。</u> <table><tr><td></td><td><u>市有・常時 借上台数</u></td><td><u>人員</u></td><td><u>最大収集 能力</u></td></tr><tr><td><u>1 回当た り</u></td><td><u>336 台</u></td><td><u>635 人(市 職 員 の み)</u></td><td><u>719. 55 t</u></td></tr></table>		<u>市有・常時 借上台数</u>	<u>人員</u>	<u>最大収集 能力</u>	<u>1 回当た り</u>	<u>336 台</u>	<u>635 人(市 職 員 の み)</u>	<u>719. 55 t</u>	<u>(削除)</u>	
	<u>市有・常時 借上台数</u>	<u>人員</u>	<u>最大収集 能力</u>									
<u>1 回当た り</u>	<u>336 台</u>	<u>635 人(市 職 員 の み)</u>	<u>719. 55 t</u>									
247		(3) ごみ処理施設の確保及び復旧計画 <u>ア</u> 施設の被害状況を迅速に把握し、その復旧を図り、災害による<u>清掃活動</u>に万全を期する。 <u>イ 埋立処分場については、搬入路及び施設の復旧に努める。</u> 第3 災害がれき処理 1 (略) 2 活動要領 <u>(1) 災害廃棄物処理対策部の設置</u> <u>災害廃棄物の処理には、関係部との連携が不可欠であるため、発災後、環境部を中心に関係部の協力のもとに</u>	(3) ごみ処理施設の確保及び復旧計画 <u>(削除)</u>施設の被害状況を迅速に把握し、その復旧を図り、災害による<u>廃棄物処理</u>に万全を期する。 <u>(削除)</u> 第3 災害がれき処理 1 (略) 2 活動要領 <u>(削除)</u>									

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<u>「災害廃棄物処理対策部」を設置し、関係機関と共同で災害廃棄物処理を行う。</u> <u>(2) 損壊建物</u>等の解体・撤去 損壊した<u>建物</u>等の解体は、原則として、所有者が行うこととするが、個人住宅等について特別措置を国が講じた場合は、本市が解体し、撤去を行う。 <u>(3) 災害廃棄物</u>の仮置場の設置 被災現場から撤去した災害<u>廃棄物</u>の一時的な保管や、破碎・選別等の中間処理を行うための用地として、関係機関と協力して設置する <u>(4) 災害廃棄物</u>の中間処理・再利用・最終処分 3 協力体制 災害<u>廃棄物</u>の処理にあたっては、資機材の提供を含め、<u>民間業者</u>に協力を求めて、効率的に実施する。	<u>(1) 損壊家屋</u>等の解体・撤去 損壊した<u>家屋</u>等の解体は、原則として、所有者が行うこととするが、個人住宅等について特別措置を国が講じた場合は、本市が解体し、撤去を行う。 <u>(2) 災害がれき</u>の仮置場の設置 被災現場から撤去した災害<u>がれき</u>の一時的な保管や、破碎・選別等の中間処理を行うための用地として、関係機関と協力して設置する <u>(3) 災害がれき</u>の中間処理・再利用・最終処分 3 協力体制 災害<u>がれき</u>の処理にあたっては、資機材の提供を含め、<u>愛知県、他都市及び民間事業者など</u>に協力を求めて、効率的に実施する。	文言整理
246	<u>第2</u> し尿処理 1 (略)	<u>第4</u> し尿処理 1 (略)		

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考								
		2 活動要領 (1) (略) (2) 災害用トイレの備蓄等 災害発生直後に迅速に対応できるよう下水道直結式仮設トイレ、くみ取り式仮設トイレ、簡易パック式トイレ及び簡易洋式便座<u>の備蓄を進める</u>。(略) (3) 収集方法 ア～ウ (略) <u>エ 環境部の保有する車両、人員及び最大収集能力は次のとおりである。</u> <table><tr><td></td><td><u>車両数</u></td><td><u>人員</u></td><td><u>最大収集能力</u></td></tr><tr><td><u>1 回当たり</u></td><td><u>27 台</u></td><td><u>58 人(市職員のみ)</u></td><td><u>32.9 kℓ</u></td></tr></table> <u>オ</u> 環境部の保有するし尿作業場の最大処理能力は次のとおりである。 (4)～(6) (略)		<u>車両数</u>	<u>人員</u>	<u>最大収集能力</u>	<u>1 回当たり</u>	<u>27 台</u>	<u>58 人(市職員のみ)</u>	<u>32.9 kℓ</u>	2 活動要領 (1) (略) (2) 災害用トイレの備蓄等 災害発生直後に迅速に対応できるよう下水道直結式仮設トイレ、くみ取り式仮設トイレ、簡易パック式トイレ及び簡易洋式便座<u>を備蓄する</u>。(略) (3) 収集方法 ア～ウ (略) <u>(削除)</u> <u>エ</u> 環境部の保有するし尿作業場の最大処理能力は次のとおりである。 (4)～(6) (略)	事業終了に伴う修正
	<u>車両数</u>	<u>人員</u>	<u>最大収集能力</u>									
<u>1 回当たり</u>	<u>27 台</u>	<u>58 人(市職員のみ)</u>	<u>32.9 kℓ</u>									
50	290	第 27 節 ライフライン施設の応急復旧 【給水及び水道施設等応急対策】 第 1 給水能力 1 (略)	第 27 節 ライフライン施設の応急復旧 【給水及び水道施設等応急対策】 第 1 給水能力 1 (略)									

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																																										
	291	2 給水体制 (1)～(3) (略) (4) 給水能力 給水能力－1 (配水池等の貯水量) 令和 <u>4</u> 年 4 月 1 日 表 (略) 給水能力－2 (運搬給水) 令和 <u>4</u> 年 4 月 1 日 <table><tr><th>資機材名</th><th>容量</th><th>数量</th><th>1 回当たり の給水能力 (L)</th></tr><tr><td rowspan="3">給水車</td><td>1.8 m³</td><td>4 台</td><td>7,200</td></tr><tr><td>3.8 m³</td><td>4 台</td><td>15,200</td></tr><tr><td>3.0 m³</td><td><u>2</u> 台</td><td><u>6,000</u></td></tr><tr><td rowspan="2">給水タンク (積載用)</td><td>1.0m³ 1.0m³ (加圧式)</td><td>62 基 4 基</td><td>62,000 4,000</td></tr><tr><td colspan="2">計</td><td><u>94,400</u></td></tr></table> 給水能力－3 (拠点給水) 令和 <u>4</u> 年 4 月 1 日 表 (略) <u>※1 人 1 日当たり 3 L の飲料水を必要とし た場合、1 栓当たりの給水能力を 2 人/</u>	資機材名	容量	数量	1 回当たり の給水能力 (L)	給水車	1.8 m ³	4 台	7,200	3.8 m ³	4 台	15,200	3.0 m ³	<u>2</u> 台	<u>6,000</u>	給水タンク (積載用)	1.0m ³ 1.0m ³ (加圧式)	62 基 4 基	62,000 4,000	計		<u>94,400</u>	2 給水体制 (1)～(3) (略) (4) 給水能力 給水能力－1 (配水池等の貯水量) 令和 <u>5</u> 年 4 月 1 日 表 (略) 給水能力－2 (運搬給水) 令和 <u>5</u> 年 4 月 1 日 <table><tr><th>資機材名</th><th>容量</th><th>数量</th><th>1 回当たり の給水能力 (L)</th></tr><tr><td rowspan="3">給水車</td><td>1.8 m³</td><td>4 台</td><td>7,200</td></tr><tr><td>3.8 m³</td><td>4 台</td><td>15,200</td></tr><tr><td>3.0 m³</td><td><u>3</u> 台</td><td><u>9,000</u></td></tr><tr><td rowspan="2">給水タンク (積載用)</td><td>1.0m³ 1.0m³ (加圧式)</td><td>62 基 4 基</td><td>62,000 4,000</td></tr><tr><td colspan="2">計</td><td><u>97,400</u></td></tr></table> 給水能力－3 (拠点給水) 令和 <u>5</u> 年 4 月 1 日 表 (略) <u>(削除)</u>	資機材名	容量	数量	1 回当たり の給水能力 (L)	給水車	1.8 m ³	4 台	7,200	3.8 m ³	4 台	15,200	3.0 m ³	<u>3</u> 台	<u>9,000</u>	給水タンク (積載用)	1.0m ³ 1.0m ³ (加圧式)	62 基 4 基	62,000 4,000	計		<u>97,400</u>	時点修正 文言修正
資機材名	容量	数量	1 回当たり の給水能力 (L)																																											
給水車	1.8 m ³	4 台	7,200																																											
	3.8 m ³	4 台	15,200																																											
	3.0 m ³	<u>2</u> 台	<u>6,000</u>																																											
給水タンク (積載用)	1.0m ³ 1.0m ³ (加圧式)	62 基 4 基	62,000 4,000																																											
	計		<u>94,400</u>																																											
資機材名	容量	数量	1 回当たり の給水能力 (L)																																											
給水車	1.8 m ³	4 台	7,200																																											
	3.8 m ³	4 台	15,200																																											
	3.0 m ³	<u>3</u> 台	<u>9,000</u>																																											
給水タンク (積載用)	1.0m ³ 1.0m ³ (加圧式)	62 基 4 基	62,000 4,000																																											
	計		<u>97,400</u>																																											

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																		
		<u>分とすると、4 栓式仮設給水栓を応急給水施設に設置することにより、1 基当たり 1 時間で 480 人分の飲料水が確保できる。</u> 給水能力－4(その他) 令和 <u>4</u> 年 4 月 1 日 (表中) <table><tr><th>資機材名</th><th>数量</th><th>備考</th></tr><tr><td>非常用給水袋</td><td><u>65,000</u></td><td>6 L/個 (上下水道局)</td></tr><tr><td><u>簡易ポリエチレン容器</u></td><td><u>78,000</u></td><td><u>5 L/個 (上下水道局)</u></td></tr></table>	資機材名	数量	備考	非常用給水袋	<u>65,000</u>	6 L/個 (上下水道局)	<u>簡易ポリエチレン容器</u>	<u>78,000</u>	<u>5 L/個 (上下水道局)</u>	給水能力－4(その他) 令和 <u>5</u> 年 4 月 1 日 (表中) <table><tr><th>資機材名</th><th>数量</th><th>備考</th></tr><tr><td>非常用給水袋</td><td><u>80,000</u></td><td>6 L/個 (上下水道局)</td></tr><tr><td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td></tr></table>	資機材名	数量	備考	非常用給水袋	<u>80,000</u>	6 L/個 (上下水道局)	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	時点修正
資機材名	数量	備考																				
非常用給水袋	<u>65,000</u>	6 L/個 (上下水道局)																				
<u>簡易ポリエチレン容器</u>	<u>78,000</u>	<u>5 L/個 (上下水道局)</u>																				
資機材名	数量	備考																				
非常用給水袋	<u>80,000</u>	6 L/個 (上下水道局)																				
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																				
292	第 2 水道施設対策 1～4 (略)		第 2 水道施設対策 1～4 (略)																			
293	5 応急措置 (1)～(2) (略)	<u>(3) 有線通信施設が不通の場合</u> <u>M C A 無線や衛星携帯電話を使用して、被害状況の早期把握と復旧作業の指揮の円滑化を図るものとする。</u> <u>(4) 取水、導水、浄水施設が破損した場合</u>	5 応急措置 (1)～(2) (略)	通信手段の見直しに伴う修正																		

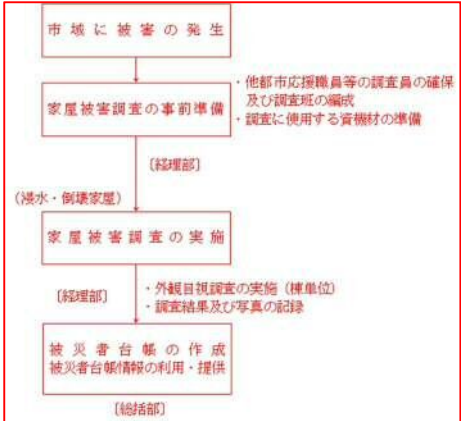
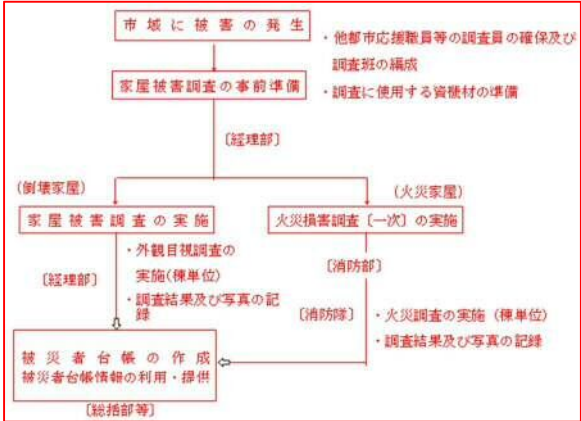
地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	295	(5) 配水管が破損した場合 第3 (略) 【下水道施設応急対策】(略) 【電信電話施設応急復旧計画(西日本電信電話株式会社)】	(4) 配水管が破損した場合 第3 (略) 【下水道施設応急対策】(略) 【電信電話施設応急復旧計画(西日本電信電話株式会社)】	通信手段の見直しに伴う修正
	296	第1～2 (略) 第3 電話、電報の優先利用 1 (略) 2 災害時優先電話の承認 災害時優先電話の承認は、あらかじめ <u>西日本電信電話株式会社名古屋支店に申込み</u> をし承認を得る。(異動のあった場合も同様)	第1～2 (略) 第3 電話、電報の優先利用 1 (略) 2 災害時優先電話の承認 災害時優先電話の承認は、あらかじめ <u>通信事業者に相談</u> をし承認を得る。(異動のあった場合も同様)	
	301	【ガス施設応急復旧計画(東邦ガス株式会社)】 第1 ガス施設の現況 東邦ガスは、名古屋市を中心に、愛知県、岐阜県、三重県の54市21町1村の約 <u>251</u> 万戸に対しガスを供給している。 第2～4 (略) 【電力施設応急復旧計画(中部電力株式会社/中部電力パワーグリッド株式会社/	【ガス施設応急復旧計画(東邦ガス株式会社)】 第1 ガス施設の現況 東邦ガスは、名古屋市を中心に、愛知県、岐阜県、三重県の54市21町1村の約 <u>253</u> 万戸に対しガスを供給している。 第2～4 (略) 【電力施設応急復旧計画(中部電力株式会社/中部電力パワーグリッド株式会社/	時点修正

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		株式会社 J E R A)】 第 1 電力施設の現 <u>状</u>	株式会社 J E R A)】 第 1 電力施設の現 <u>況</u>	誤記修正
51	314	第 29 節 事業所の安全対策 第 1 (略) 第 2 有害化学物質等の安全対策 1 有害化学物質流出事故状況の把握 区本部保健センター班は、地震発生に伴う有害化学物質（毒物・劇物を含む）の流出事故の状況を、事業所からの <u>通報</u> 及び <u>住民</u> からの <u>連絡</u> 等により把握するものとする。	第 29 節 事業所の安全対策 第 1 (略) 第 2 有害化学物質等の安全対策 1 有害化学物質流出事故状況の把握 区本部保健センター班は、地震発生に伴う有害化学物質（毒物・劇物を含む）の流出事故の状況を、事業所からの <u>連絡</u> 及び <u>市民</u> からの <u>通報</u> 等により把握するものとする。	表記の整理
第 2 章 災害復旧計画				
52	323	第 1 節 民生安定のための緊急措置 第 1 <u>被災者台帳の作成・罹災証明書等の発行(追加)</u> <u>(追加)</u> 2 (略) <u>1</u> 被災者台帳の作成・利用等	第 1 節 民生安定のための緊急措置 第 1 <u>(削除)罹災証明書等の発行、被災者台帳の作成</u> <u>1 家屋被害調査の実施</u> <u>経理部は、市内の被害状況について予備調査を行った上で、調査方法、調査期間及び調査人員等を定めた調査計画を策定し、家屋被害調査を実施する。</u> 2 (略) <u>3</u> 被災者台帳の作成・利用等	

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<u>全面差し替え</u> 	<u>全面差し替え</u> 	
330	第2～8 (略)	第2～8 (略)	第2～8 (略)	
	第9 災害復旧資金の融資	第9 災害復旧資金の融資	第9 災害復旧資金の融資	
	1 (略)	1 (略)	1 (略)	
	2 中小企業関係の融資	2 中小企業関係の融資	2 中小企業関係の融資	
	表 小規模企業等振興資金 (略)	表 小規模企業等振興資金 (略)	表 小規模企業等振興資金 (略)	
	(※)令和4年4月1日現在	(※)令和5年4月1日現在	(※)令和5年4月1日現在	時点修正
	表 経営安定資金 (略)	表 経営安定資金 (略)	表 経営安定資金 (略)	
331	(※)令和4年4月1日現在	(※)令和5年4月1日現在	(※)令和5年4月1日現在	
	<u>(追加)</u>	<u>第10 総合支援窓口の開設</u>	<u>第10 総合支援窓口の開設</u>	
		<u>市民ニーズの高まりにより、必要な場合、罹災証明書等の発行や被災者の生活再建に係る様々な相談等の手続きを1か所で可</u>	<u>市民ニーズの高まりにより、必要な場合、罹災証明書等の発行や被災者の生活再建に係る様々な相談等の手続きを1か所で可</u>	総合支援窓口に関する記述の追記

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考						
	331		<u>能にする総合支援窓口を設置し、関係各局の個別相談と連携した復興に向けた被災者の総合的な生活支援等を行う。</u> <u>1 窓口設置</u> <u>被災状況等を勘案し、本部員会議において設置する区を決定したうえで、発災から約1か月以内を目途に、あらかじめ区ごとに定めた候補場所に窓口を設置するものとする。なお、設置の検討にあたっては、関係部の課長級職員を構成員としたプロジェクトチーム（被災再建チーム）を設置し、必要な調整を図るものとする。</u> <u>2 取扱業務</u> <u>総合支援窓口において取り扱う業務については、以下に掲げる業務とする。</u> <table><tr><th>業務名</th><th>業務内容</th></tr><tr><td><u>罹災証明書等の発行</u></td><td><u>証明書の発行、調査結果概要の説明、二次調査の受付</u></td></tr><tr><td><u>災害弔慰金の申請受付</u></td><td><u>各支援制度の相談・申請受付、被災者生活再</u></td></tr></table>	業務名	業務内容	<u>罹災証明書等の発行</u>	<u>証明書の発行、調査結果概要の説明、二次調査の受付</u>	<u>災害弔慰金の申請受付</u>	<u>各支援制度の相談・申請受付、被災者生活再</u>	
業務名	業務内容									
<u>罹災証明書等の発行</u>	<u>証明書の発行、調査結果概要の説明、二次調査の受付</u>									
<u>災害弔慰金の申請受付</u>	<u>各支援制度の相談・申請受付、被災者生活再</u>									

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	331		災害障害見舞金の申請受付 災害見舞金の申請受付 被災者生活再建支援金の申請受付 住宅の応急修理相談受付 障害物の除去相談受付 応急仮設住宅の供給相談受付 損壊家屋等の公費解体案内 各種団体との協定に基づく業務 建支援システム 各協定内容に基づく	
		第10 復旧・復興事業からの暴力団排除	3 人員体制 総合支援窓口の運営は、全庁的な応援体制を編成して行うものとする。 第11 復旧・復興事業からの暴力団排除	
53	335	第2節 災害復旧 第1 (略)	第2節 災害復旧 第1 (略)	

地震災害対策計画編

連番	頁	修 正 前			修 正 後			備 考
	336	第 2 災害復旧に伴う財政援助の確保 (表中)			第 2 災害復旧に伴う財政援助の確保 (表中)			表記の整理
		事業	国の財政援助等		事業	国の財政援助等		
			予算補助※	予算補助※		予算補助※	予算補助※	
		<u>産業労働者住宅建設資金融通の特例</u>	=====	<u>同 第 23 条</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	
	337	(表中)			(表中)			
		上水道災害復旧事業	予算補助※	予算補助※	上水道災害復旧事業	予算補助※	予算補助※	
		災害等廃棄物処理事業費補助金	同上	同上	災害等廃棄物処理事業費補助金	同上	同上	
		廃棄物処理施設 <u>等</u> 災害復旧事業 〔し尿処理施設、ごみ処理施設等〕	同上	同上	廃棄物処理施設 <u>(削除)</u> 災害復旧事業 〔し尿処理施設、ごみ処理施設等〕	同上	同上	
		公的医療機関災害復旧事業	同上	同上	公的医療機関災害復旧事業	同上	同上	